

## 佐世保市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、佐世保市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を補助することにより、高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、高齢者の健康の維持増進を図ることを目的とする。

### (補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、高齢者が自ら介護予防に取り組む団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 佐世保市内在住の65歳以上の高齢者5人以上をもって構成された団体であること。
- (2) 体操を取り入れた活動（以下「介護予防活動」という。）を週1回以上行っていること。
- (3) 介護予防活動と同様の活動を3か月以上継続して行っていること。
- (4) 自主的・継続的な活動ができる団体であること。
- (5) 地域に対し活動状況の公開や新規会員の受け入れを行うなど、開けた活動ができる団体であること。
- (6) 行政や地域包括支援センターと協働できる団体であること。
- (7) 主たる活動を佐世保市内で行っている団体であること。
- (8) 市の同一会計年度内に国、県又は市から別の補助金、負担金等の交付を受けていない団体であること。
- (9) 営利や宗教活動、政治活動等を目的としていない団体であること。

（補助対象団体の段階区分、補助金交付の要件、補助金の上限額及び補助対象経費）

第4条 補助対象団体の段階区分、補助金交付の要件、補助金の上限額及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は、介護予防活動の実施に要する経費とし、その金額が別表1に定める補助金の上限額に満たないときは、当該補助対象経費の額を上限とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。  
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長に対しその定める期日までに規則第3条に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、規則第4条に基づき交付の可否について審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、規則第6条に基づき当該申請団体に通知するものとする。  
（変更の報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該交付決定の後において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事由が生じた日から10日以内に規則第9条第1項の規定に基づき、市長に報告しなければならない。

- (1) 介護予防活動の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
- (2) 介護予防活動を中止するとき。
- (3) 団体の構成員が4人以下になったとき。

2 市長は、前項の報告があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。  
（実績報告）

第8条 補助団体は、活動が完了したとき、又は補助金の交付決定の日の属す

る会計年度が終了したときは、速やかに規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、規則第12条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、活動完了後に補助対象団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助団体は、介護予防活動に係る収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備し、介護予防活動終了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象団体の段階区分、補助金交付の要件、補助金の上限額及び補助対象経費

段階区分	要件	上限額	補助対象経費
第 1 段階	1 回につき 30 分以上の介護予防体操に、週 1 回以上取り組んでいる。	24,000 円 ただし、補助金の交付申請が初回の団体は 74,000 円	報償費、消耗品費 (購入価格が 5 万円未満のもの)、印刷費、保険料及び使用料
第 2 段階	(1)「第 1 段階」を実施している。 (2)口腔体操に週 1 回以上取り組んでいる。 (3)生活習慣病予防に関する講話受講を 1 回以上実施している。 (4)介護予防に関するサポーター養成講座の修了者が在籍している。	50,000 円	第 1 段階の補助対象経費のほか、送迎に係る経費及び講話に伴う実習に係る経費
第 3 段階	(1)「第 2 段階」を実施している。 (2)栄養、認知症及びお口の健康等に関する講話のうち、2 分野以上の講話受講を各 1 回以上実施している。	74,000 円	

備考 購入した消耗品等は、団体の所有とする。